

里親制度とは

親の病気、貧困、虐待などにより、子どもを家庭において養育することが困難、または適当でない場合、その子どもの**健やかな成長と発達のための温かい愛情と正しい理解**を持った家庭に委託し、愛着関係の形成や健全な育成を図る社会的養護の制度の一つ。

※社会的養護とは様々な事情で本来の家庭で暮らすことが出来ないこどもを保護者に代わって公的に育てる仕組みです。

里親とは

都道府県知事が子どもを委託することを適当と認めた者。
公的な保護を必要とする子ども（要保護児童）を**自らの家庭へ迎え入れ、一定期間都道府県（児童相談所）からの委託を受けて養育**する。



いろいろある里親のカタチ



養育里親

とちのきフォスター

様々な事情で本来の家庭で生活できない子どもを、一定期間養育する里親です。養育期間は、子どもが家庭に戻るまで又は社会的自立が可能になるまで等、子どもの状況に応じて異なります。

ショートステイの受入れやふれあい里親（いわゆる週末里親）等、数日間の養育を担うという役割もあります。

短期からでも！

専門里親

虐待を受けた子どもや非行等の問題を有する子ども等、一定の専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望し、縁組されるまでの期間子どもを養育する里親です。

親族里親

実親が養育できない状態となり、扶養親族等が養育することがふさわしいと判断され子どもを養育する里親です。

児童の権利に関する条約 4つの柱

生きる権利

病気の治療、健康の回復、
こどもの命を守る権利

守られる権利

あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、放置、不当な取扱い
や搾取から守られる権利。



育つ権利

教育を受ける権利、休息や遊ぶ権利、
健全に育つための生活水準の確保

参加する権利

自由に意見を表明することができる。
グループを作ったり
集会に参加することができる。

養育里親って何をするの？

様々な事情で保護者と暮らせない子どもを、一定期間(子どもが家庭に戻れるようになるまで、または社会的に自立できるようになるまで)、自分の家庭に迎え入れて養育します。

子どもが20歳に達するまで里親として養育していくことができますが、里親里子の関係がなくなっても22歳に達する年度末までの支援が可能となっています。

子どもによっては実親との交流があり、家庭に戻れるように支援していくこともあります。

子どもは自立しても社会の中で様々な困難に遭遇します。そんなとき、心の支えになることも必要です。まさに実家の役割を可能な範囲で担うこともあります。

養育里親になるにはどうするの？

特に資格はいりませんが、次のような要件があります。

認定要件

- ・要保護児童の養育についての理解および熱意と、児童に対する豊かな愛情を有していること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること
- ・里親本人またはその同居人が欠格事由※に該当していないこと

※欠格事由について

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者 等

養育里親を支援するしくみは？

里子どもの生活費が支給されます。
(乳児約6万円/月、乳児以外約5万2千円/月)

里親手当が支給されます。(1人あたり9万円/月)

子どもの医療や教育にかかる費用を養育里親が負担することは原則ありません。

児童相談所やフォスタリング機関からの支援を受けることができます。
(家庭訪問、電話相談、里親カフェ等)

一時的な休息が必要な場合、養育中の子どもを施設や他の里親に預けることができます。(レスパイトケア)

里親会が行う里親サロン等、里親同士の支え合いもあります。

栃木フォスティングセンターの役割

当センターは、ひとりでも多くの子どもたちが、家庭のぬくもりを感じながら望ましい環境で安心して生活できるよう、里親養育に関する包括的な支援を行っています。

里親制度の普及啓発

里親制度に関する社会的理解を促進するための各種広報活動を行います。

里親のリクルート

里親制度に関する説明会や交流会等を開催します。また、里親登録を希望する方からの個別相談にも対応します。

研修・トレーニング

登録に必要な研修に加えて、初めて子どもを養育する方に向けた研修や、養育力を高めるためのトレーニング等を実施します。

養育への支援

実際に養育を開始した後も、相談対応や家庭訪問等、里親に寄り添った様々な支援を行います。

栃木県の チーム養育体制



里親家庭を社会全体で支えるため、関係機関と連携した取組を進めています。

たいへんなこと
があっても…

子どもは成長していきます。
そんな子どもの成長を見ながら
一緒に成長していけることが
たいへん幸せです。

とちのき
フォスター
S.Y



子どもが必要と
してくれているのが
わかります

誰かに必要とされている
というのは、すごく、ありが
たいことだと思います。

とちのき
フォスター
Y.T



小学6年生の

子どもを4年間育てました。
現在その子は実親のところ
に帰って元気に暮らしてい
ます。これからの成長を楽
しみにしています。

とちのき
フォスター
N.H



とちのき
フォスターとして

子どもたちに家庭を提供
できることは、素晴らしい
ことだと思います。多くの
方に里親になっていただき
たいです。

とちのき
フォスター
S.M





～とちのきフォスターになりませんか～

里親制度説明会

日時：令和5年11月18日（土） 13：30～

場所：佐野市役所 市民活動スペース

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

制度説明 13:30～

里親体験談 14:00～

個別相談会 14:45～





とちのきフォスター(里親)を
必要としてる
子どもたちがいます



ご清聴ありがとうございました